

平成30年度 第1回 高知県健康づくり推進協議会

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 第4期よさこい健康プラン21の推進に関する平成30年度の取り組みについて

①第4期よさこい健康プラン21の指標項目と各項目のモニタリング指標について

②平成30年度の取り組みについて

- ・子どもの頃からの健康的な生活習慣の定着
- ・働きざかりの健康づくりの推進
- ・生活習慣病の発症予防と重症化予防対策
- ・分野ごとの健康づくりの推進

③各専門部会について

(2) その他

3 閉 会

平成30年7月24日(火) 18時30分～20時30分
高知共済会館 3階中会議室「藤」

第4期高知県健康増進計画



よさこい健康プラン21

お問合せ先
高知県健康政策部健康長寿政策課
担当:市村・濱崎
TEL:088-823-9675
FAX:088-823-9137

高知県健康づくり推進協議会 委員名簿

任期：平成29年7月1日～平成31年6月30日

所 属 等	役職等	氏 名	備考
高知大学医学部	教授	安田 誠史	
高知県立大学	教授	池田 光徳	
高知県医師会	常任理事	◎ 石黒 成人	
高知県歯科医師会	常務理事	岩田 耕三	
高知県薬剤師会	副会長	寺尾 智恵美	
高知県看護協会	専務理事	◎(新) 藤原 房子	
高知県栄養士会	会長	森田 陽子	
高知産業保健総合支援センター	所長	高橋 淳二	
高知労働局	健康安全課長	島本 和明	
高知県経営者協会	事務局長	芝 一純	
高知市保健所	所長	堀川 俊一	欠席
	副所長	豊田 誠	代理
高知県健康づくり婦人会連合会	会長	佐々木 香代子	
高知県食生活改善推進協議会	会長	○ 西村 富美子	
高知県ウォーキング協会	会長	橋本 邦健	
日本健康運動指導士会高知県支部	支部長	◎(新) 葛岡 善行	
高知県国民健康保険団体連合会	保険者支援課長	市川 浩	
高知縣市町村教育委員会連合会	理事	谷 智子	
高知県保健所長会	会長	福永 一郎	

◎会長 ○副会長 (敬称略、順不同)

オブザーバー名簿

教育委員会保健体育課	課長	山本 儀浩
	チーフ	北村 加菜

事務局職員名簿

健康政策部	部長	鎌倉 昭浩
健康長寿政策課	課長	中嶋 真琴
	保健推進監	中島 信恵
	チーフ	市村 岳二
	主幹	三谷 倫加
	主幹	濱崎 絹子
	主査	武田 弓芳

高知県健康づくり推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 高知県における健康づくりを推進するために、高知県健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、以下の事項について協議をするものとする。

- (1) よさこい健康プラン21の具体的な取り組みの推進、進行管理及び評価並びに見直しに関すること。
- (2) 地域保健と職域保健の連携による健康づくり推進に関すること。
- (3) その他県民の健康づくりに必要な事項。

(組織)

第3条 協議会には、専門部会を置き、担当する分野に関する事項を協議し決定することができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が指名して決定する。
- 3 専門部会は、協議に必要があると認める場合には、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、助言及び意見を聞くことができる。
- 4 専門部会が協議し、調整した事項は、協議会へ報告して協議会が決定したものとみなす。但し、専門部会からの報告は、報告文書を送付して報告に代えることができる。

(委員)

第4条 協議会の委員は、別表1に掲げる機関、団体の代表者などを持って構成し、知事が委嘱する。

(会長、副会長及び部会長)

第5条 協議会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、協議会の会務を統括し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 専門部会には、会長の指名により部会長1名を置く。
- 5 部会長は、専門部会の会務を統括し、専門部会を代表する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 専門部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 3 委員はやむを得ない事情により会議に出席できない場合には、会長または部会長の了解を得て、代理人を会議に出席させることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、高知県健康政策部健康長寿政策課が行う。

(雑則)

第9条 この要綱で定めるもののほか、協議会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ会長及び部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月21日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

高知大学医学部
高知県立大学
高知県医師会
高知県歯科医師会
高知県薬剤師会
高知県看護協会
高知県栄養士会
高知産業保健総合支援センター
高知労働局
高知県経営者協会
高知市
高知県健康づくり婦人会連合会
高知県食生活改善推進協議会
高知県ウォーキング協会
日本健康運動指導士会高知県支部
高知県国民健康保険団体連合会
高知県市町村教育委員会連合会
高知県保健所長会

「第4期よさこい健康プラン21」の指標項目と各項目のモニタリング指標について

1 「基本目標」の指標

No	項目	指標	目標値 (H35年度)	第4期計画策定時	現状値
1	健康寿命の延伸と都道府県格差の縮小	健康寿命の延伸と都道府県格差の縮小	・全国平均を上回る ・健康寿命最長県との差の縮小	男性 69.99年 ¹⁾ (全国第46位) 女性 74.31年 (全国第29位) (平成25年)	男性 71.37年 (全国第42位) 女性 75.17年 (全国第18位) (平成28年)
2	壮年期死亡率の改善	脳血管疾患の年齢調整死亡率(10万人あたり)	男性 34.0 女性 16.0	男性 37.6 ²⁾ 女性 20.2 (平成27年)	平成34年度公表予定
3		虚血性心疾患の年齢調整死亡率(10万人あたり)	男性 34.0 女性 11.0	男性 36.1 ²⁾ 女性 11.7 (平成27年)	平成34年度公表予定
M1		脳血管疾患の年齢調整死亡率(10万人あたり)	—	男性 38.0 ³⁾ 女性 20.5 (平成27年)	男性 37.9 女性 20.4 (平成28年)
M2		心疾患の年齢調整死亡率(10万人あたり)	—	男性 70.9 ³⁾ 女性 36.1 (平成27年)	男性 72.7 女性 40.5 (平成28年)

(データソース)

- 1) 健康寿命の指標化に関する研究(厚生労働科学研究費補助金)
- 2) 人口動態統計特殊報告
- 3) 人口動態統計

2 「子どもの頃からの健康的な生活習慣の定着」の指標

No	項目	指標	目標値(平成35年度)	第4期計画策定時	現状値
4	子ども	運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合(小学5年生)	増加傾向	男子 58.0% ⁴⁾ 女子 39.0% (平成28年度)	男子 62.0% 女子 43.0% (平成29年度)
5		朝食を必ず食べる子どもの割合(小学5年生)	95%以上	男子 86.0% ⁴⁾ 女子 85.0% (平成28年度)	男子 85.0% 女子 86.0% (平成29年度)
6		肥満傾向にある子どもの割合(小学5年生の中等度・高度肥満傾向児の割合)	全国平均以下	男子 5.3% ⁵⁾ 女子 4.3% (平成28年度)	男子 5.8% 女子 4.6% (平成29年度)

(データソース)

- 4) 高知県体力・運動能力、生活実態等調査(高知県教育委員会)
- 5) 全国体力・運動能力・運動習慣等調査

3 「働きざかりの健康づくりの推進」の指標

No	項目	指標	目標値(平成35年度)	第4期計画策定時	現状値
7	一次予防	健康づくりに一歩踏み出した方の人数(高知家健康パスポートI取得者数)	50,000人 (平成33年度)	23,715人 ⁶⁾ (平成30年2月現在)	27,728人 (平成30年7月17日)
8		高知県ワークライフバランス推進企業認証制度の「健康経営」認証事業所数	500事業所	—(新設) ⁷⁾	認証申請事業所数 1事業所 ※8/1付認証予定 (平成30年7月17日)

(データソース)

- 6) 健康長寿政策課調べ
- 7) 雇用労働政策課調べ

3 「生活習慣病の発症予防と重症化予防対策」の指標

No	項目	指標	目標値(平成35年度)	第4期計画策定時	現状値
9	がん	がん検診の受診率 *40~69歳対象。子宮頸がんは20~69歳対象 (市町村検診+職域検診)	肺がん 50.0% 胃がん 50.0% 大腸がん 50.0% 子宮頸がん 50.0% 乳がん 50.0% (平成34年度)	肺がん 48.6% ⁸⁾ 胃がん 33.5% 大腸がん 37.4% 子宮頸がん 35.5% 乳がん 42.2% (平成28年度)	平成30年秋頃 公表予定
10		がん検診の受診率 (40~50歳代) (市町村検診+職域検診)	肺がん 維持・上昇 胃がん 50.0% 大腸がん 50.0% 子宮頸がん 50.0% 乳がん 維持・上昇 (平成34年度)	肺がん 55.3% ⁸⁾ 胃がん 40.5% 大腸がん 42.8% 子宮頸がん 46.7% 乳がん 50.4% (平成28年度)	
11		市町村がん検診の 精密検査受診率	肺がん 維持・上昇 胃がん 維持・上昇 大腸がん 90.0% 子宮頸がん 90.0% 乳がん 維持・上昇 (平成34年度)	肺がん 91.4% ⁸⁾ 胃がん 92.7% 大腸がん 86.5% 子宮頸がん 69.9% 乳がん 95.1% (平成27年度)	
12		特定健診の実施率	70%以上	46.6% ⁹⁾ (平成27年度)	平成30年秋頃 公表予定
		特定保健指導の実施率	45%以上	14.6% ⁹⁾ (平成27年度)	
13		メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率	平成20年度と比べて 25%以上減少	13.39% ¹⁰⁾ (平成27年度)	
14	血管病	降圧剤の服用者での収縮期血圧140mmHg以上の人の割合 (特定健診受診者)	男女とも30%未満	男性 34% ¹¹⁾ 女性 31% (平成27年度)	
15		収縮期血圧の平均値 (40歳以上)	男女とも 130mmHg以下	男性141mmHg ¹²⁾ 女性134mmHg (平成28年)	次回県民健康・ 栄養調査で公表予定
16		収縮期血圧130mmHg以上の人の割合 (40歳以上)	男女とも45%以下	男性 75.0% ¹²⁾ 女性 58.1% (平成28年)	
M3		特定健診受診率 (市町村国保)	—	35.9% ¹³⁾ (平成28年度)	平成30年秋頃 公表予定
M4		市町村国保 特定健診結果 収縮期血圧の平均値 (40歳以上)	—	男性130.9mmHg ¹⁴⁾ 女性127.4mmHg (平成28年度)	

(データソース)

8) 健康対策課調査

9) 特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ(厚生労働省)

10) メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率計算シート(厚生労働省)

11) 市町村国保・協会けんぽ高知支部の特定健診結果

12) 高知県県民健康・栄養調査

13) 特定健診法定報告(国保中央会)

14) 市町村国保の特定健診結果

No	項目	指標	目標値(平成35年度)	第4期計画策定時	現状値
17	糖尿病性腎症重症化予防	糖尿病性腎症による新規透析患者数	増加させない	108人 ¹⁵⁾ (平成25年～平成27年の平均)	110人 (平成26年～平成28年の平均)
18		特定健診受診者で糖尿病治療中の者のうち、HbA1c7.0%以上の人の割合	男女とも25%以下	男性 30% ¹¹⁾ 女性 31% (平成27年度)	平成30年秋頃公表予定
19		未治療ハイリスク者・治療中断者に対する指導の成功率	未治療ハイリスク者50%以上 治療中断者50%以上	未治療ハイリスク者 ¹⁶⁾ 26.6% 治療中断者40.0% (平成28年度)	未治療ハイリスク者23.9% 治療中断者46.8% (平成29年度)

(データソース)

11) 市町村国保・協会けんぽ高知支部の特定健診結果

15) (一社)日本透析医学会新規導入患者 原疾患：糖尿病性腎症

16) 市町村国保取り組み報告(国民健康保険課・健康長寿政策課)

4 「分野ごとの健康づくりの推進」の指標

No	項目	指標	目標値(平成35年度)	第4期計画策定時	現状値
20	栄養・食生活	適正体重を維持している人の割合 (肥満BMI25以上、やせBMI18.5未満の減少)	40～60歳代男性の肥満者の割合31%以下 40～60歳代女性の肥満者の割合19%以下 20歳代女性のやせの人の割合18%以下	40～60歳代男性の ¹²⁾ 肥満者の割合34.2% 40～60歳代女性の肥満者の割合20.2% 20歳代女性のやせの人の割合20.0% (平成28年)	次回県民健康・栄養調査で公表予定
21		食塩摂取量	8g以下	8.8g ¹²⁾ (平成28年)	
22		野菜と果物の摂取量	野菜摂取量の平均350g以上 果物摂取量100g未満の人の割合30%以下	野菜摂取量の平均 ¹²⁾ 295g 果物摂取量100g未満の人の割合55.6% (平成28年)	
23		65歳以上低栄養傾向(BMI20以下)の割合	男性16%以下 女性20%以下	男性16.7% ¹²⁾ 女性21.2% (平成28年)	
M5		市町村国保 特定健診結果 適正体重を維持している人の割合 (BMI18.5以上25未満)	-	男性63.8% ¹⁴⁾ 女性67.4% (平成28年度)	平成30年秋頃公表予定

(データソース)

12) 高知県県民健康・栄養調査

14) 市町村国保の特定健診結果

No	項目	指標	目標値(平成35年度)	第4期計画策定時	現状値
24	身体活動・運動	日常生活における歩数	20～64歳 男性 9,000歩 女性 8,500歩 65歳以上 男性 7,000歩 女性 6,000歩	20～64歳 ¹²⁾ 男性 6,387歩 女性 6,277歩 65歳以上 男性 4,572歩 女性 4,459歩 (平成28年)	次回県民健康・ 栄養調査で公表予定
25		運動習慣者の割合	20～64歳 男性 36%以上 女性 33%以上 65歳以上 男性 58%以上 女性 48%以上	20～64歳 ¹²⁾ 男性 20.4% 女性 19.0% 65歳以上 男性 50.0% 女性 38.2% (平成28年)	
M6		市町村国保 特定健診結果 身体活動を1日1時間 以上実施	—	男性 56.3% ¹⁷⁾ 女性 56.5% (平成28年度)	平成30年秋頃 公表予定
26	休養・こころ	睡眠による休養を十分 とれていない人の割合	12%以下	18.6% ¹²⁾ (平成28年)	次回県民健康・ 栄養調査で公表予定
		自殺者(人口10万人あ たり)	14.6 (平成34年)	18.4 ¹⁸⁾ (平成28年)	平成30年秋頃 公表予定
27	飲酒	生活習慣病のリスクを 高める量を飲酒してい る人(1日当たりの純 アルコール摂取量が男 性40g以上、女性20g 以上の者)の割合	男性 15%以下 女性 7%以下	男性 16.4% ¹²⁾ 女性 9.3% (平成28年)	次回県民健康・ 栄養調査で公表予定
M7		市町村国保 特定健診結果 毎日3合以上の飲酒 量の人の割合	—	男性 11.4% ¹⁷⁾ 女性 0.91% (平成28年度)	平成30年秋頃 公表予定
28	喫煙	成人の喫煙率	男性 20%以下 女性 5%以下	男性 28.6% ¹²⁾ 女性 7.4% (平成28年)	次回県民健康・ 栄養調査で公表予定
29		受動喫煙(家庭・職 場・飲食店)の機会を 有する人の割合	家庭 3%以下 (ほぼ毎日) 職場 10%以下 (月1回以上) 飲食店 14%以下 (月1回以上)	家庭 8.5% ¹²⁾ (ほぼ毎日) 職場 28.9% (月1回以上) 飲食店 38.5% (月1回以上) (平成28年)	
M8		市町村国保 特定健診結果 成人の喫煙率	—	男性 23.4% ¹⁷⁾ 女性 5.2% (平成28年度)	平成30年秋頃 公表予定
M9		市町村本庁舎の建物内 禁煙の割合	—	73.5% ¹⁹⁾ (25市町村) (平成28年度)	79.4% (27市町村) (平成29年度)
M10		小・中学校の敷地内禁 煙の割合	—	小学校 60.3% ¹⁹⁾ 中学校 46.2% (平成28年度)	小学校 64.9% 中学校 54.8% (平成29年度)

(データソース)

12) 高知県県民健康・栄養調査

17) 市町村国保の特定健診問診

18) 人口動態統計

19) 健康長寿政策課調べ

No	項目	指標	目標値(平成35年度)	第4期計画策定時	現状値
30	歯・口腔	一人平均むし歯数	3歳 0.4本以下 12歳 0.5本以下 17歳 1.5本以下 (平成33年度)	3歳 0.55本 ²⁰⁾ 12歳 0.97本 ²¹⁾ 17歳 2.53本 ²¹⁾ (平成28年度)	3歳 0.47本 (平成29年度) 12歳、17歳 平成31年度公表予定
31		歯肉炎罹患率	12歳 20%以下 17歳 20%以下 (平成33年度)	12歳 23.4% ²¹⁾ 17歳 24.4% (平成28年度)	平成31年度公表予定
32		40歳代で進行した歯周病(4mm以上の歯周ポケットあり)に罹患している人の割合	25%以下 (平成33年度)	—	平成32年度 高知県歯と口の健康づくり実態調査で公表予定
33		80歳で自分の歯を20本以上有する人の割合	60%以上 (平成33年度)	59.3% ²²⁾ (平成27年度)	
34		定期的に歯科健診を受けている人の割合	65%以上 (平成33年度)	53.5% ²²⁾ (平成27年度)	

(データソース)

20) 歯科健康診査(1歳6ヶ月及び3歳児健康診査:高知県)

21) 高知県学校歯科保健調査(高知県・高知県歯科医師会)

22) 高知県歯と口の健康づくり実態調査

高知県健康づくり推進協議会の専門部会の取組（平成30年度）

部会名	検討項目（予定）	開催時期（予定）
子ども支援 専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ●これまでの取組と今後の方向性の検討 <ul style="list-style-type: none"> ①子どもの頃からの健康的な生活習慣の定着に向けたこれまでの取組の確認 ②H31に向けた取組の方向性の検討 ●子どもの健康教育教材(副読本)について <ul style="list-style-type: none"> ①H31に向けた教材内容の充実 ②関係機関との連携調整について 	平成30年11月
たばこ対策 専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ●禁煙支援 ●受動喫煙防止 ●防煙対策 <ul style="list-style-type: none"> ①これまでの取組の確認 ②H31に向けた取組の検討 	平成30年11月
特定健診・ 特定保健指 導評価専門 部会	<ul style="list-style-type: none"> ●特定健診受診率向上対策 <ul style="list-style-type: none"> ①個別健診実施医療機関の底上げ ②市町村国保の受診率向上対策(国保保健事業の積極的活用、がん検診とのセット化) ③被扶養者の受診率向上対策(協会けんぽと高知市のセット健診等) ④広報活動 ●特定指導実施率向上対策 <ul style="list-style-type: none"> ①特定保健指導実施体制の強化 ②特定保健指導研修 ●血管病重症化予防対策 未治療ハイリスク者・治療中断者への早期介入 治療中で重症化リスクの高い方へのかかりつけ医と連携した保健指導 	平成30年10月
地域・職域 連携検討専 門部会	<ul style="list-style-type: none"> ●地域・職域連携事業 <ul style="list-style-type: none"> ①職場の健康づくり応援研修会について ②健康パスポートを活用した職場の健康づくりについて ②官民協働による健康経営セミナーについて ③30年度の取組について 	平成31年1月

高知県健康づくり推進協議会
子ども支援専門部会設置要領

(目的)

第1条 子どもの頃からの健康的な生活習慣の定着を推進し、本県の子どもたちが自ら健康的な生活を送ることができることを目的として、高知県健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の部会として、子ども支援専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 部会は、以下の事項について協議をするものとする。

- (1) 子どもの健康や生活習慣等の実態把握や課題解決に関すること。
- (2) 教育委員会と連携した取組に関すること。
- (3) その他子どもの健康づくりを実施していくうえで必要な事項。

(組織)

第3条 部会は、子どもの頃からの健康的な生活習慣の定着に関する事項を協議し、決定することができる。

- 2 部会は、協議に必要があると認める場合には、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、助言及び意見を聴くことができる。
- 3 部会が協議し、調整した事項は、協議会へ報告して協議会が決定したもののみならず。但し、報告文書の送付により報告に代えることができる。

(委員)

第4条 委員は、高知県健康づくり推進協議会長（以下「協議会長」という。）が指名して決定する。

(部会長)

第5条 部会には、協議会長の指名により部会長1名を置く。

- 2 部会長は、会務を総括し、部会を代表する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、議長となる。

- 2 委員はやむを得ない事情により会議に出席できない場合には、部会長の了解を得て、代理人を会議に出席させることができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、高知県健康政策部健康長寿政策課が行う。

(雑則)

第9条 この要領で定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年5月7日から施行する。

高知県健康づくり推進協議会 子ども支援専門部会 委員名簿

任期：平成29年7月1日～平成31年6月30日

所 属 等	役職等	氏 名
高知大学医学部	教授	○安田 誠史
高知県医師会	常任理事	石黒 成人
高知県歯科医師会	理事	有田 佳史
高知県薬剤師会	理事	田中 繁樹
高知縣市町村教育委員会 連合会	理事	谷 智子
高知県保幼小中高P T A連合体 連絡協議会	監事	河田 角栄
高知県保育士会	理事	内田 悦行
中土佐町健康福祉課	課長	今橋 順子

○:部会長

(敬称略、順不同)

高知県健康づくり推進協議会
たばこ対策専門部会設置要領

(目的)

第1条 たばこに関する正しい知識を県民に対して普及啓発するとともに、受動喫煙等の防止に関する適切な知識の定着を図り、健康被害を防止することにより県民の健康づくりを推進するため、高知県健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の部会としてたばこ対策専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 部会は、以下の事項について協議をするものとする。

- (1) たばこの健康影響に関する知識の普及啓発に関すること。
- (2) 未成年者の喫煙防止（防煙対策）に関すること。
- (3) 禁煙希望者に対する禁煙支援（禁煙支援対策）に関すること。
- (4) 受動喫煙による健康被害を防ぐための環境づくり（施設等の禁煙・分煙）対策に関すること。
- (5) その他たばこに関する県民の健康づくりに必要な事項。

(組織)

第3条 部会は、たばこ対策に関する事項を協議し、決定することができる。

- 2 部会は、協議に必要があると認める場合には、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、助言及び意見を聴くことができる。
- 3 部会が協議し、調整した事項は、協議会へ報告して協議会が決定したものとみなす。但し、報告文書の送付により報告に代えることができる。

(委員)

第4条 委員は、高知県健康づくり推進協議会長（以下「協議会長」という。）が指名して決定する。

(部会長)

第5条 部会には、協議会長の指名により部会長1名を置く。

- 2 部会長は、会務を総括し、部会を代表する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、議長となる。

- 2 委員はやむを得ない事情により会議に出席できない場合には、部会長の了解を得て、代理人を会議に出席させることができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、高知県健康政策部健康長寿政策課が行う。

(雑則)

第9条 この要領で定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成22年9月10日から施行する。
- 2 第6条の規定に関わらず、平成22年度の委員の任期は平成23年3月31日までとする。

高知県健康づくり推進協議会
たばこ対策専門部会 委員名簿

任期：平成29年7月1日～平成31年6月30日

所 属 等	役職等	氏 名
高知県医師会	常任理事	○ 計田 香子
高知県歯科医師会	理事	森本 靖士
高知県薬剤師会	会員	中野 知子
高知市医師会	会員	畠山 暢生
高知県保健所長会	会員	田上 豊資
高知市保健所	成人保健 担当係長	中山 由子
市町村保健衛生職員協議会	南国市	高橋 元和
保健体育課	指導主事	都築 ひろみ
須崎福祉保健所	主幹	前田 由佳

○:部会長

(敬称略、順不同)

高知県健康づくり推進協議会
特定健康診査・特定保健指導事業評価専門部会設置要領

(目的)

第1条 特定健診等の評価を行い、課題と対応策を検討することにより、県民の健康づくりを推進するため、高知県健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の部会として特定健康診査・特定保健指導事業評価専門部会（以下、「部会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 部会は、以下の事項について協議をするものとする。

- (1) 特定健康診査・特定保健指導に関する医療保険者間の連携や契約などの実施体制、仕組みの維持・向上のために必要な事項。
- (2) 「よさこい健康プラン21」の特定健康診査・特定保健指導の目標値に関する事項。
- (3) 特定保健指導の実施及び効率等の評価に関する事項。
- (4) その他、特定健康診査・特定保健指導を実施していくうえで必要な事項。

(組織)

第3条 部会は、特定健康診査・特定保健指導事業評価に関する事項を協議し、決定することができる。

- 2 部会は、協議に必要があると認める場合には、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、助言及び意見を聴くことができる。
- 3 部会が協議し、調整した事項は、協議会へ報告して協議会が決定したものとみなす。但し、報告文書の送付により報告に代えることができる。

(委員)

第4条 委員は、高知県健康づくり推進協議会長（以下「協議会長」という。）が指名して決定する。

(部会長)

第5条 部会には、協議会長の指名により部会長1名を置く。

- 2 部会長は、会務を総括し、部会を代表する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、議長となる。

- 2 委員はやむを得ない事情により会議に出席できない場合には、部会長の了解を得て、代理人を会議に出席させることができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、高知県健康政策部健康長寿政策課が行う。

(雑則)

第9条 この要領で定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

- 2 高知県健康診査管理指導協議会循環器疾患等部会と連携すること。

附 則

- 1 この要領は、平成22年9月10日から施行する。
- 2 第6条の規定に関わらず、平成22年度の委員の任期は平成23年3月31日までとする。

高知県健康づくり推進協議会
 特定健康診査・特定保健指導事業評価専門部会 委員名簿

任期：平成29年7月1日～平成31年6月30日

所 属 等	役職等	氏 名
高知大学医学部	教授	○安田 誠史
高知県医師会	常任理事	石黒 成人
高知市医師会	理事	柳澤 光秋
高知県国民健康保険団体連合会	保険者支援課長	市川 浩
全国健康保険協会高知支部	企画総務部長	戸梶 靖男
高知県総合保健協会	健康支援部長	井上 豊
高知市保健所	技師	高橋 律
須崎市健康増進課	課長	吉本 加津代
香美市健康介護支援課	課長	前田 哲夫

○:部会長 (敬称略、順不同)

高知県健康づくり推進協議会
地域・職域連携検討専門部会設置要領

(目的)

第1条 県民の健康づくりを推進するためには、家庭・学校・職場・地域において、生涯を通じた健康支援を行うことが必要である。

そのため、健康づくりを支援する仕組みの実現を目指し、地域と職域が協力連携し、効果的な取り組みを検討するため、高知県健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の部会として地域・職域連携検討専門部会（以下、「部会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 部会は、以下の事項について協議をするものとする。

- (1) 本県の地域・職域における健康課題に関すること。
- (2) 地域・職域における健康課題に応じた保健サービス及び活用に関すること。
- (3) その他地域・職域での連携可能な取り組みに関すること。

(組織)

第3条 部会は、健康づくりに向けた地域・職域連携に関する事項を協議し、決定することができる。

- 2 部会は、協議に必要があると認める場合には、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、助言及び意見を聴くことができる。
- 3 部会が協議し、調整した事項は、協議会へ報告して協議会が決定したものとみなす。但し、報告文書の送付により報告に代えることができる。

(委員)

第4条 委員は、高知県健康づくり推進協議会長（以下「協議会長」という。）が指名して決定する。

(部会長)

第5条 部会には、協議会長の指名により部会長1名を置く。

- 2 部会長は、会務を総括し、部会を代表する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、議長となる。

- 2 委員はやむを得ない事情により会議に出席できない場合には、部会長の了解を得て、代理人を会議に出席させることができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、高知県健康政策部健康長寿政策課が行う。

(雑則)

第9条 この要領で定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成22年9月10日から施行する。
- 2 第6条の規定に関わらず、平成22年度の委員の任期は平成23年3月31日までとする。

高知県健康づくり推進協議会
地域・職域連携検討専門部会 委員名簿

任期：平成29年7月1日～平成31年6月30日

所 属 等	役職等	氏 名
高知県総合保健協会	医局長	○ 杉本 章二
高知労働局	地方労働衛生 専門官	門脇 功一
高知産業保健総合支援センター	副所長	門脇 勲
高知県経営者協会	事務局長	芝 一純
全国健康保険協会高知支部	保健専門職	上原 由美
高知市保健所	成人保健担当 係長	中山 由子
高知縣市町村保健衛生職員協議会	香美市健康 介護支援課長	前田 哲夫
安芸福祉保健所	チーフ（健康 増進担当）	坂田 智代

○：部会長

（敬称略、順不同）